

よくある質問

質問 1. 自施設は特定行為実践を行う予定がありません。受講できますか？

回答 特定行為の実践予定がない方も認定看護師教育課程や特定行為研修を受講できます。

特定行為研修では実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の習得を目指します。

実践することにこだわらず、臨床推論力や病態判断力を日々の看護に生かすことができます。

質問 2. 実習するにあたり、指導者（医師）にどんなことを依頼すればいいですか？

回答 実習中の指導者の役割は特定行為実践の監督と評価です。

- ・ 症例の確保 症例確保を研修生と調整
- ・ 実践の監督 実習 1 例目は指導者の実践を見学します
- ・ 実践の評価 実践の観察評価と症例記録の評価

実習は、厚生局に指導者申請していない医師も評価できます。
一人の指導者に負担が偏らないよう、複数の指導者もしくは評価者に実習指導を依頼することをおすすめします。

（最終評価は実習指導者）

よくある質問

質問 3. 区分別研修やパッケージ研修は受講する行為を選択できますか？

回答 できません。

救急領域パッケージの動脈血液ガス分析関連だけ受講
呼吸器関連のNPPV設定の変更だけ受講.....といった選択はできません

受講区分のすべての行為を受講してください